2023年12月28日

関係各位

## **iFree ETF**

大和アセットマネジメント株式会社

# 「iFreeETF 米国国債 7-10 年 ( 為替ヘッジなし) / ( 為替ヘッジあり )」設定のお知らせ

大和アセットマネジメント株式会社(代表取締役社長:小松幹太、以下「当社」)は、「iFreeETF 米国国債 7-10 年 (為替ヘッジなし)」(証券コード:2015)、「iFreeETF 米国国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)」(証券コード:2016)の 2 本の ETF の設定と運用開始を 2024 年 1 月 16 日に、東京証券取引所への上場を 1 月 18 日に予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

当社では、「投資(investment)を、もっと自由(Free)に」の思いを込めて、iFree というブランドのもと、投資信託を組成しております。iFreeETFシリーズとして、この度設定を予定しております「iFreeETF 米国国債 7-10年(為替ヘッジなし)/(為替ヘッジあり)」は、機関投資家のニーズが高い残存期間が 7 年程度から 10 年程度までの米国国債を投資対象としており、アクティブ ETFとして組成することで、投資者の皆さまの負担するコストを抑えております。また、「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」の 2 本を組成することで、様々な相場観を持つ投資者の皆さまに、より多様な投資を行なっていただくことが可能となります。今後も投資者の投資目的にお応えできる商品を提供してまいりますので、「iFreeETF」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

当社は、共に挑戦し続けるパートナーとして投資を通じチャンスある未来を実現します。

以上

## iFreeETF 米国国債7-10年(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/債券/ETF

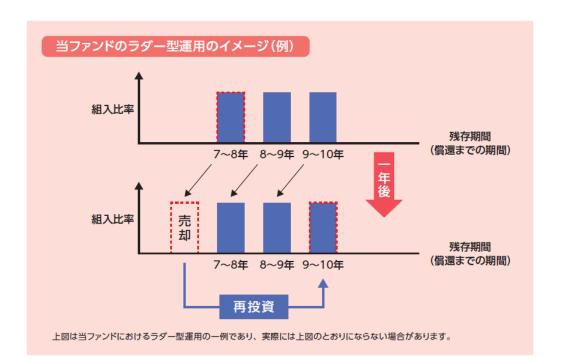
1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

●残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託 財産の着実な成長をめざします。

## ファンドの特色

- 1 米国国債に投資します。
- ●運用にあたっては、残存期間が7年程度から10年程度までの米国国債に 投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れる ことをめざします。
  - ※このような運用手法をラダー型運用といいます。
- ●米国国債の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ●為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる 価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有 した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



### ラダー型運用の主な特徴

### ①安定した収益性

保有債券の売却が行なわれるつど、その売却代金を、長期債に再投資します。 一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

### ②金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。 残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散 できると考えられます。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、 償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

## -Press Release

- 2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。
- ●取引所における売買単位は、1口単位です。
- ●取引方法は、原則として株式と同様です。
- 3 追加設定は、現金により行ないます。
- ●追加設定は10,000□以上1□単位となります。
  - 4 解約請求により換金を行なうことができます。
- 受益権をもって債券と交換することはできません。
- ●換金は10,000□以上1□単位となります。
- **5** 毎年2月、5月、8月、11月の各25日に決算を行ないます。
- (注) 第1計算期間は、2024年5月25日までとします。
- ●収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から 諸経費および運用管理費用(信託報酬)等を控除した額の全額について 分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- ●収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは 名称および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- ●株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以下とします。
- ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 2. 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉



公 社 債 の 価 格 変 動 (価格変動リスク・) (信 用 リ ス ク) 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。



為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する 為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の 為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資 元本を割込むことがあります。



カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては 市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、 基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ●当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し 決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## -Press Release -

## 3. 手続・手数料等

## お申込みメモ

	購 入 単 位	10,000口以上1口単位		
	購入 価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に100.00%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額 (100口当たりの価額で表示されます。) ※提出日現在の料率については、〈ファンドの費用〉をご参照下さい。		
購入時	購 入 方 法	追加股定は現金により行ないます。		
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。		
	換 金 単 位	10,000口以上1口単位		
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 (100□当たりの価額で表示されます。)		
換金時	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。		
	申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで		
申込にて	申込受付中止日	(購入申込みの受付けの停止) ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき(換金申込みの受付けの停止) ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき		
	購入の申込期間	2024年1月16日から2025年2月18日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)		
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大□の換金申込みには制限を設ける場合があります。		
	購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。		
	信託期間	無期限(2024年1月16日当初設定)		
	繰上償還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了(繰上 慣選)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の□数が150万□未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき		
	決 算 日	毎年2、5、8、11月の各25日 (注) 第1計算期間は、2024年5月25日までとします。		
	収 益 分 配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。		
その他	信託金の限度額	5,000億円		
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ (https://www.daiwa-am.co.jp/) に掲載します。		
	運用報告書	-		
	課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により 取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2023年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。		

◆受託会社:三井住友信託銀行



### ファンドの費用・税金

#### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に	投資者が直接的に負担する費用					
	料率等		費用の内容			
購入時手数料	販売会社が独自に 定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報	級の提供、投資情報の提供	は、取引執行等の対価です。		
期 八 时 于 奴 科		り取得申込受付日の翌営業日の基 等を賄うために信託財産に繰入れ				
信託財産留保額	0.05%以内 (提出日現在は、0.02%) (提出日現在は、0.02%) クロップ 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信息 繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率 得た額とします。					
換金時手数料	販売会社が独自に 定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価で	す。			
投資者が信託財産	で間接的に負担する費用					
	料率等		費用の内容			
	毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上されほ				
運用管理費用 (信託報酬)	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.11% (税抜0.10%) 以内 (提出日現在は、 <u>年率0.11% (税抜0.10%)</u> ) を乗じて得た額 ロ. 信託財産に属する公社債の貸付けにかかる品貸料に55% (税抜50%) 以内の率 (提出日現在は、55% (税抜50%)) を乗じて得た額					
委 託 会 社 配分については、		ファンドの運用と調査、受託会 等の対価です。	社への運用指図、基準価	額の計算、目論見書作成		
受 託 会 社	I BLESTE	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。				
	〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)		委託会社	受託会社		
	イ. の額 (税抜) (注1)		年率0.08%	年率0.02%		
	□. の額 (□. の総額に対	する比率で表示しています。)	50%	50%		
その他の費用・ 手 数 料	(注2)	●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。  ●受益権の上場にかかる費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。  ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)・追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)				

- (注1)「運用管理費用の配分」(イ. の額)には、別途消費税率を乗じた額がかかります。 (注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

B	寺 其	月	項目		税 金
売	却	時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注)	売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
換	金	時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注)	換金時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
分	配	時	所得税および地方税	配当所得として課税(注)	収益分配金に対して20.315%

- (注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
- (注) 所特化、復興特別所得税のよび地方化が課されます。 ※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーザ)」をご利用の場合 少額投資非課税制度「NISA (ニーザ)」は、少額上場株式特に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した 公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
- くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
  ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 4. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目 論見書) 」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。



## iFreeETF 米国国債7-10年(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/ETF

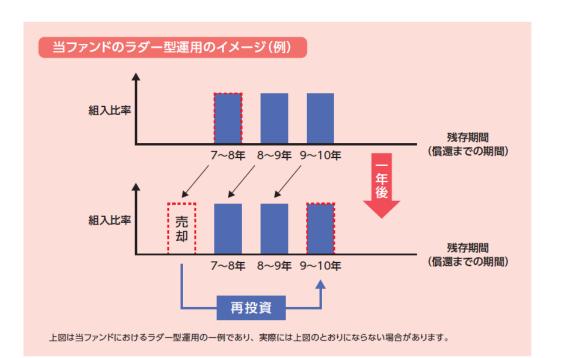
1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

●残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託 財産の着実な成長をめざします。

## ファンドの特色

- 1 米国国債に投資します。
- ●運用にあたっては、残存期間が7年程度から10年程度までの米国国債に 投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れる ことをめざします。
  - ※このような運用手法をラダー型運用といいます。
- ●米国国債の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ●為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
  - ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
  - ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、 金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することも あります。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる 価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有 した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



## ラダー型運用の主な特徴

### ①安定した収益性

保有債券の売却が行なわれるつど、その売却代金を、長期債に再投資します。 一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

### ②金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。 残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散 できると考えられます。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

• 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、 償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれ ないことがあります。

## -Press Release

- 2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。
- ●取引所における売買単位は、1□単位です。
- ●取引方法は、原則として株式と同様です。
- 3 追加設定は、現金により行ないます。
- ●追加設定は10,000□以上1□単位となります。
- 4 解約請求により換金を行なうことができます。
- ●受益権をもって債券と交換することはできません。
- ●換金は10,000□以上1□単位となります。
- **5** 毎年2月、5月、8月、11月の各25日に決算を行ないます。
- (注) 第1計算期間は、2024年5月25日までとします。
- ●収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から 諸経費および運用管理費用(信託報酬)等を控除した額の全額について 分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- ●収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは 名称および住所が受託会社に登録されている者)に対して支払われます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- ●株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以下とします。
- ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 2. 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ●投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉



公 社 債 の 価 格 変 動

(価格変動リスク・ (信 用 リ ス ク) 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。



為替変動リスク

為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できる ものではありません。

為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、 金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大する こともあります。



カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては 市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、 基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  - これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ●当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し 決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## 3. 手続・手数料等

## お申込みメモ

サ込に ついて  ・						
関入		購 入 単 位	10,000□以上1□単位			
# 入 代 金 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。    接 金 単 位 10,000□以上1□単位   接 金 価 額   按金申込受付日の習習業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 (1000□当たりの価額を表示されます。)   接 金 価 額   按金申込受付日の習習業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 (1000□当たりの価額を表示されます。)   接 金 代 金 原則として接金申込受付日から起草して5営業日目からお支払いします。    申 込 育 切 時 間   委託会社が別に定める時限まで		購入 価額	頁 (100□当たりの価額で表示されます。)			
# 金 単 位 10,000回以上1回単位	購入時	購 入 方 法	追加股定は現金により行ないます。			
機金 価 額		購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。			
# 全 代 金 原則として接金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。    申 込 緒 切 時 間		換 金 単 位	10,000□以上1□単位			
# 込 籍 切 時 間     委託会社が別に定める時限まで   (環入申込みの受付けの停止) *** ※次の1.またはえに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けったとかあります。		換 金 価 額				
(順人申込みの受付けの停止) ※次の1.または2に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の名誉集団から起算して名誉集日以内(ただし、計算期間終了日が体業日の場合を開放した。) 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米垣債先物取引のいずれから体業の後の表をやむを得ない事情が生じたものと認めたとき(検金申込みの受付けの停止)※次の1.または2に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の検金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の名誉業目的から起算して名誉業日以内(ただし、計算期間終了日の各業を受付けることがあります。 ※次の1.または2に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の検金申込みを受付けることがあります。 場合は、当該対算期間終了日の500季年日月16日の500季日別から起算して名誉業日以内(ただし、計算期間終了日の400季年日期から起算して名誉業日以内) 2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米垣債先物取引のいずれから体業日の中止のまたが表現の事とのは、当該対策におけるとは一般を実践を表するとは、当該対策におけるとは、関入の申込みを運用した場合には、関入、後金の申込みの受付けを申止すること、また受けた。第八の申込みを取消すことがあります。金融恰島取引所等における取引の停止、外国為着取引の停止を中の他やむを得ない事情が発した場合には、関入、後金の申込みの受付けを申止すること、また受けたを加入すること、すでに受付けを申止すること、があります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みを取消すことがあります。と当の対すれの場合には、委託会社は、事前に受益者の自つを確認し、受託会社と合意のうえ信託を対けまれて、受益権の口数が150万口未満となった場合・信託を終了(提上のこれの場合とは、事前に受益者の自つを確認し、受託会社の自己を確認し、受託会社の自己を確認し、受託会社の自己を表し、当び取りを解析し、最上情報できます。  「本の記述を持ています。当なのでは、本のでは、本のでは、表に会社は、事前に受益者の自己を確認し、受託会社の自己を確認し、受けないます。当なのでは、事間が表します。とののでは、事に表します。第1分では、事に表します。第1分では、またます。第1分では、本のでは、またます。第1分では、本のでは、本のでは、本のでは、表に会社は、事前に受益者のためも利力を必要しないます。第1分では、本のでは、表に会社のよりに表します。第1分では、本のでは、表に会社のよりに表します。第1分では、本のでは、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。第1分では、表に会社のよりに表します。またれのよりに表します。またれのよりに表します。またれのよりに表します。またれのよりに表します。またれのは、表に会社のよりに表します。またれのよりに表します。またれのよりに表します。またれのよりに表します。またれのように表しまれるように表します。またれるよりに表します。またれるよりに表します。またれるよりに表します。またれるよりに表します。またれるように表します。またれるように表します。またれるように表します。またれるように表します。またれるように表します。またれるよりに表しませる。またれるよりに表します。またれるように表します。またれるように表します。またれるよりに表します。またれるように表しまれるまれるように表しまれるまれるまれるまたれるまれるまれるまたれるまれるまたれるまたれるまたれるまた	換金時	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。			
#次の1.または2に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業目前から起算して3営業日以内、(ただし、計算期間終了日の5倍業目前から起算して4営業目以内、(ただし、計算期間終了日の5倍業目前から起算して402業目がした選手した場合を対し、機会・10.30元のほか、委託会社が、連用の基本方針に沿った連用に支障を来すおそれのあらかむを得ない場情が生じたものと認めたとき、(完全申込みの受付けの停止) ※次の1.または2に終当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の62業目前から起算して3営業日以内、(ただし、計算期間終了日が休業日の5倍業目前から起算して3営業日以内、(ただし、計算期間終了日が休業日の5倍業目前から起算して3営業日以内、(ただし、計算期間終了日が休業日の5倍業目前から起算して300円であります。 「場合は、当該計算期間終了日の5倍業目前から起算して30世界日以内) 2. ニューラの銀行、シカゴ・マーカンタイル取ら所における米国債先物取引のいずれかの条件を打造して300円であります。 「場合は、当該計算期間終了日の5倍業利力・必定期の基本方針に沿った連用に支障を来すおそれのあるかむを得ない事情が生じたものと認めたとき、(終了前は高値製品出售を提出することにより更新されます。) 「信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の検金申込みには制限を設ける場合があります。と作割に対した場合には、購入、接金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを設計すことがあります。また、委託会社が必要と認めると場合があります。と当の表を取引を取引を対し、最上場でおります。今次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解的することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき・第1計算期間は、2024年1月16日当初設定) 「毎年2、5、8、11月の各25日(注)第1計算期間は、2024年5月25日までとします。 「毎年2、5、8、11月の各25日(注)第1計算期間は、2024年5月25日までとします。 「毎年2、5、8、11月の各25日(注)第1計算期間は、2024年5月25日までとします。 「課税上は上間証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非理税制度)の対象をなります。当の内が表さなります。 「課税上は上間証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非理税制度)の対象をなります。当ファンドは、NISAの(成長投資枠(特定非理税管理動定)」の対象ですが、販売会社により、近期が表となります。		申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで			
機 金 制 限 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大□の換金申込みには制限を設ける場合があります 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。	申込について	申込受付中止日	※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。  1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)  2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日。 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、連用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき(換金申込みの受付けの停止) ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。  1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)  2. ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日。  3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれの			
職入・換金申込受付の中止および取消し 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。  信託期間 無期限 (2024年1月16日当初設定)  ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了(繰」でします。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口未満となった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき  毎年2、5、8、11月の各25日 (注)第1計算期間は、2024年5月25日までとします。  収益分配 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 信託金の限度額 5,000億円 公告電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載しますせん。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。 当ファンドは、NISAO 「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により元の、以下の対象ですが、販売会社により、当ファンドは、NISAO 「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により、第一会社により、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円		購入の申込期間				
開入・換金申込受付の中止および取消した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みの要と認めるときは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要と認めるときは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みの要とでは、購入の申込みのででは、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きなの事では、「大きないます。」「大きないます。」「大きないます。「大きないます。」「大きないます。」「大きないます。「大きないます。」「大きないまないます」「大きないまないまないます。」「大きないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな		換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。			
●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了(繰」 情選)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ 信託契約を解約し、繰上債還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の□数が150万□未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 毎年2、5、8、11月の各25日 (注)第1計算期間は、2024年5月25日までとします。 収益分配 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 信託金の限度額 5,000億円 公 告 電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します 運用報告書 - 課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により			金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。			
●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了(繰		信託期間	無期限 (2024年1月16日当初股定)			
(注) 第1計算期間は、2024年5月25日までとします。  収益分配 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。  信託金の限度額 5,000億円  公 告 電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します  運用報告書 - 課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により		繰上償還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、信託を終了(繰上 償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万□未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき			
収益分配 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。		決 算 日				
信託金の限度額 5,000億円 公 告 電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します 運 用 報 告 書 ー		収 益 分 配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。			
運用報告書 - 課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により		信託金の限度額	5,000億円			
課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の通用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により		公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。			
せん。 課税関係 課税関係 選用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により		運用報告書	-			
※2023年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。		課税関係	上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。 ジファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により 取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。			

◆受託会社:三井住友信託銀行

## ファンドの費用・税金

#### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用					
	料率等	費用の内容			
購入時手数料	販売会社が独自に 定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報	級の提供、投資情報の提供	は、取引執行等の対価です。	
期 八 吋 丁 奴 科		り取得申込受付日の翌営業日の基 身を賄うために信託財産に繰入れ			
信託財産留保額	0.05%以内 (提出日現在は、 <u>0.02%</u> )	換金に伴い必要となる費用等を 繰入れられる額。換金申込受付 得た額とします。			
換金時手数料	販売会社が独自に 定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価で	す。		
投資者が信託財産	で間接的に負担する費用				
	料率等		費用の内容		
	毎日、次のイ. の額に口. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され[	∃々の基準価額に反映され	ます。	
運用管理費用 (信託報酬)					
委 託 会 社	配分については、 下記参照 ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書 等の対価です。				
受 託 会 社	I.e⊓.≫x#	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。			
	〈運用管理費用の配分〉(今後	、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社	
	イ. の額	(税抜) (注1)	年率0.08%	年率0.02%	
	□. の額 (□. の総額に対	する比率で表示しています。)	50%	50%	
その他の費用・ 手 数 料	(注 / )				

- (注1)「運用管理費用の配分」(イ. の額)には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- (注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

В	寺 其	月	項目		税 金
売	却	時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注)	売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
換	金	時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注)	換金時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分	配	時	所得税および地方税	配当所得として課税(注)	収益分配金に対して20.315%

- (注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
- ※少額投資非課税制度 [NISA (ニーサ)] をご利用の場合 少額投資非課税制度 [NISA (ニーサ)] は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した 公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
- ご利用になれるのは、販売会社で非課税□座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。 くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 ※上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## -Press Release

### 4. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目 論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。



〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会